



[特別研究会報告概要]
第4回 政策評価研究会（平成14年2月22日）

カナダにおける農業経営安定対策の評価について

吉井 邦恒

カナダ農業は輸出依存度が高く、各国の農業政策や国際価格の動向等に大きく左右されてきた。このため、カナダでは農業収入・所得を安定させるための農業経営安定対策「セーフティ・ネット政策」が積極的に導入されてきた。しかしながら、財政問題の深刻化や国際交渉の動向等を受けて、1980年代後半以降数回にわたりセーフティ・ネット政策の見直しが行われてきた。本報告では、世界に先駆けて導入された収入保険であるGRIP（Gross Revenue Insurance Plan）について、1995年に実施されたレビューと2002年1月に公表された現行のセーフティ・ネット政策に関するレビューのうち、NISA（Net Income Stabilization Account）のレビューの概要について紹介する。

1. GRIPに関するレビューの概要

（1）GRIPの概要

GRIPは、91年に農家所得保護法（FIPA：Farm Income Protection Act）に基づき創設された穀物および油糧種子を対象とする収入保険プログラムである。基本的な仕組みとして、GRIPでは、ある年のある作物の販売収入が目標収入（＝過去15年間の平均販売価格×長期平均収量×保証水準）を下回るときに、その差額が保険金として支払われる。GRIPの加入実績をみると、91年の面積加入率は80%であったが、95年にはGRIPの実施を取りやめた州もあり加入率は20%となった。また、GRIPによって5年間で42.6億ドルの保険金が支払われたが、保険金支出を保険料収入で割った5年間の保険収支率は79.4%と黒字であった。

（2）レビューにおける評価基準

GRIPのレビューは、FIPAに基づき制度創設5年後の1996年4月1日までに行われ、議会へ報告されることになっていた。レビューは連邦政府にコンサルタント会社が協力する形で実施された。評価基準には、次に掲げるFIPAのプログラム創設に関する五つの原則が用いられた。

生産や販売に関して、生産者の意思決定に過度の影響を与えず、市場機会に対する生産者の反応を改善するための調整を促進すべきであること。

与えられる保護水準や政府拠出の相対的なシェアは、地域の多様性を考慮しつつ、公正かつその他すべての協定と整合的であるべきであること。

農家家族と農村社会の長期的な社会経済的な持続可能性を促進すべきであること。

カナダの国際的な約束と両立すべきであること。

長期的な環境経済的な持続可能性を促進すべきであること。

これらの五つの原則に加えて、農業所得減少の影響を緩和する効果と農業所得安定化の効果について評価が行われた。

(3) GRIP の評価結果

報告書では、の市場感応性については制度設計上からも短期的には問題があったものの、それ以外の四つの評価基準については概ね満たされていると評価している。そして、GRIP は市場価格が低迷している時期に農家に対して予測可能な農業収入を保証し、かつ保険収支も健全であったと結論づけられている。このようなことから、GRIP はその使命を達成したとして、95 年度末をもって連邦レベルでの全国的な制度としては廃止された。

2. 現行のセーフティ・ネット政策に関するレビューの概要

(1) NISA の概要

NISA は、FIPA に基づき、91 年の GRIP と同時に導入されたプログラムで、「加入者と政府が加入者個人の口座に販売額の一定割合を積み立てておき、一定の基準を下回る所得の低下が生じたときに、加入者が口座から引出を行うことができる制度」である。NISA は、GPIR の廃止後も、作物保険や各州独自のプログラムとともに、カナダのセーフティ・ネット政策の中核として機能してきた。91 年からの 10 年間で NISA の口座から総額 32.6 億ドルが引き出され、2002 年 3 月の NISA の口座残高は 35.2 億ドルとなっている。

(2) レビューにおける評価基準

2000 年 7 月および 2001 年 6 月の連邦および州政府農業大臣会合における指示に基づき、包括的なセーフティ・ネット政策の見直しのため、連邦・州政府の職員からなるワーキンググループによる作業が行われ、2002 年 1 月の大臣会合に報告書が提出された。報告書では、セーフティ・ネット政策の実施に当たり連邦政府と州政府の間で締結される Framework Agreement における原則に基づいて評価が行われている。この原則には、プログラムに関する原則と資金に関する原則があるが、前者についてのみ紹介しておく。

農業者の生産や販売の意思決定に影響を与えるべきではなく、地域的な比較優位性を歪曲すべきではないこと。

相殺関税（対抗措置）のリスクを最小化すべきであること。

環境保護に逆行すべきではないこと。

市場指向型の調整に逆行すべきではないこと。

目的や支払いを二重にすべきではないこと。

モラルハザードを最小化すべきであること。

(3) NISA の評価結果

NISA は農業経営単位のアプローチにより設計されているため、の生産・市場中立性の基準は満たしており、また、WTO 協定上の「緑」の政策には該当しないものの、に関して貿易歪曲性も小さいと評価されている。から についても基準を満たしているが、については、積立金が個人の口座残高の上限近くになっている場合に意図的な引出が行われうるという点でモラルハザードの可能性が指摘されている。

【参考文献】

- [1] Scott Wolfe Management, Agriculture and Agri-Food Canada, and Deloitte & Touche(1995) “*Evaluation of the Gross Revenue Insurance Plan (GRIP): Final Report*”.
- [2] The Federal/Provincial Safety Net Working Group(2002) “*Safety Net Review Prepared for Federal / Provincial / Territorial Ministers of Agriculture*”.